

第17章

WTOの紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的方策として WTO の紛争解決手続の活用的重要性を指摘してきている。これは WTO の紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。WTO の紛争解決手続における履行確保の実態及び原因に関する分析については、2018 年版不公正貿易報告書 359－365 頁を参照ありたい。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 1条1 項は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

- ① 本了解の附属書 1 に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争
 - ② WTO 設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決
- 上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。
- ・ 世界貿易機関を設立する協定
 - ・ 関税及び貿易に関する一般協定（GATT）
 - ・ 農業に関する協定
 - ・ 衛生植物検疫措置に関する協定（SPS）
 - ・ 貿易の技術的障害に関する協定（TBT）
 - ・ 貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）
 - ・ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定 6 条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）
 - ・ 補助金及び相殺措置に関する協定（SCM）
 - ・ セーフガードに関する協定（SG）
 - ・ サービスの貿易に関する一般協定（GATS）
 - ・ 知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）
 - ・ 政府調達に関する協定（GPA）

(2) 協議

① DSU 4 条協議

WTO の下における紛争解決手続について定めた DSU は、GATT 22 条及び 23 条に定められた従来の GATT の紛争解決手続の基本原則を踏襲することを定めている（DSU 3 条 1 項）。協議手続に関しても DSU 4 条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない（DSU 4 条 2）。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている（DSU 4 条 5 項）。

DSU 上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTO の紛争解決機関（DSB：Dispute Settlement Body）等に通報を行うことで成立する（DSU 4 条 4 項）。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後 10 日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後 30 日以内に誠実に協議を始めなければならない（DSU 4 条 3 項）。

協議要請文書は当事国以外の WTO 加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有する国は、第三国として参加を要請することができる。被申立国が、第三国参加要請国の「実質的な貿易上の利害関係」に十分な理由があると認める場合には、当該第三国は協議に参加できるとされている（DSU 4 条 11 項）。

（３）小委員会（パネル）手続

①パネル設置

WTO 紛争解決手続においては、被申立国が協議の要請を受けた日の後 60 日以内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立国は紛争解決機関（DSB：Dispute Settlement Body）に対し、文書で小委員会（パネル）の設置を要請できる（DSU 4 条 7 項、6 条 2 項）。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記するとともに、申立ての法的根拠について簡潔な要約を記載する必要がある（DSU 6 条 2 項）。パネル設置要請文書の内容は、パネルの付託事項（terms of reference）を決定する効果があるので、極めて重要である。

DSB の意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置（6 条 1 項）、小委員会及び上級委員会の報告の採択（16 条 4 項、17 条 14 項）、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認（22 条 6 項）に関しては、DSB の会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。小委員会の設置については、DSU 6 条 1 項に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する」と規定されている。

被申立国は、パネルの設置に関して 1 回だけ拒否権を行使できることとなっており（DSU 6 条 1 項）、ほとんどの場合、1 回目のパネル設置要請については同意しない。このため、多くの場合、当該案件が議題として登録された 2 回目の DSB 会合においてパネルが設置されることとなる。

当該案件に実質的な利害関係を有するとして第三国参加を希望する加盟国は、パネル設置後 10 日以内に、その意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後は、パネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は、通常 WTO 事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる（DSU 8 条 6 項）。

一般的には、WTO 事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。その後、事務局は、6 名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いて、パネリストを務めることはできないとされている（DSU 8 条 3 項）。

「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」（DSU 8 条 6 項）とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。

パネル設置の後 20 日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU 8 条 7 項）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から3週間ないし6週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2週間ないし3週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書3の12）。意見書の構成について、DSU に特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の5つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」（DSU 附属書3の3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国や EU は自国の意見書の多くを公開しているほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常2回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他の WTO における会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3日間開催される。

第1回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後1～2週間後に開催される（DSU 附属書Ⅲの12）。第1回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第2回パネル会合は、第1回パネル会合開催後、通常2か月から3か月後に開催される。第2回パネル会合では、主に第1回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第1回パネル会合と異なり、第2回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国間で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書を入手することもできない。

⑤中間報告書

第2回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書（秘密扱い）が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSU において、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として6か月を超えない」とされている（DSU 12条8項）。パネルが6か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の見込みとともに遅延の理由を書面により DSB に通報する（DSU 12条9項）。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が6か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され（秘密扱い）、その後 WTO 公用語（英語、フランス語、スペイン語）への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論は DSB において「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」（recommendation and rulings）となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から21日目以降60日

目までに行われる（DSU16条1項及び16条4項）。

（４）上訴（上級委員会による検討）

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会に改めて審理を行うよう要請することができる（DSU17条4項）。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO 全加盟国を代表し得る常任の7人の委員で構成される委員会で、案件ごとに3人の上級委員が担当する（DSU17条1項、17条3項）。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる（DSU17条2項）。上訴通知（Notice of Appeal）は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要がある、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うよう義務づけられていることから、上訴も同60日以内に行うこととなる（DSU16条4項）。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され（DSU17条6項）、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の要件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある（EC－ホルモンケース（DS26）上級委員会報告書）。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合（口頭聴聞）、の3つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日と同時、②被上訴国意見書提出は上訴通知日から18日以内、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から21日以内、③上級委員会会合（口頭聴聞）は上訴通知日から30～45日以内となっている（上級委員会検討手続（WT/AB/WP/6）パラグラフ21、22、24、27）。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている（DSU17条4項）。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合では、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する（DSU17条5項）。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

（５）報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSBによって採択される。パネル報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後20日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」（DSU16条1項）とされている一方、「加盟国への送付の後60日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている（DSU16条4項）。上級委員会報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国への送付の後30日以内に採択する」とされており（DSU17条14項）、パネル報告書とともにDSB会合で採択され、DSBの勧告及び決定となる。

（６）勧告の実施

被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から30日以内に開催されるDSB会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている（DSU21条3項）。被申立国が報告書における勧告

を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」(A Reasonable Period of Time、RPT)が与えられることとなっている(DSU21条3項)。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが(DSU21条3項(b))、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる(DSU21条3項(c))。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から90日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている(DSU21条3項(c))。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、報告書採択から原則15か月を超えるべきではないとされている(DSU21条3項(c))。DSBは、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につきDSB会合で定期的に報告を提出する(DSU21条6項)。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するにとどまり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やそのWTO協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSUは「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている(DSU21条5項)。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から90日以内に報告を出すこととされている(DSU21条5項)。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常1回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止(対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSBの承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる(DSU22条2項)。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国はDSBに対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止(対抗措置)を申請することができる(DSU22条2項)(過去の対抗措置承認申請の事例(抜粋)については図表Ⅱ-17-2参照)。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野(セクター)と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている(DSU22条3項(a)、22条4項)。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないと認める場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている(DSU22条3項(b))。さらに、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停止できない、あるいは効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる(DSU22条3項(c))。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知的財産について規定しているTRIPS協定違反の措置に対抗して、GATTに係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO紛争解決手続における特徴の1つとされており、WTO協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることとなったことに伴って導入されたものである(ただし、その特則として政府調達協定20条3項は「クロス・リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている)。例えば、米国—綿花(DS267)ではクロス・リタリエーションによる対抗措置が承認されている(ただし、実際には未発動)。

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる(DSU22条6項)。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内

容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSBにおいてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる（DSU22条7項）。実際には、仲裁が要請された後、仲裁判断の発出に至らないまま、二国間での合意が形成されることにより紛争が終了する場合も多い。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTOの紛争処理の実効性は、GATT時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委の負担の増大や、DSUの手続面の不備など、DSU制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのがDSUの改善と明確化に関する交渉（DSU改正交渉）である。

DSU改正交渉は、1994年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997年よりDSUの条文改正を目指し、紛争解決機関（DSB）特別会合において交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会議の直前である2001年10月には、日本、カナダ等の14か国から、①シーケンス（履行確認パネルと譲許停止（対抗措置）の順序）の明確化、②紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等を内容とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このようなDSU改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング（一括受諾）の枠外としてではあるものの、DSU改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は2003年5月に設定された（ドーハ閣僚宣言パラグラフ30）。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、2004年7月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国による①シーケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（香港閣僚宣言パラグラフ34）。

その後もDSU改正交渉に関する議論は継続し、例えば、我が国とEUによる「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）」に関する共同提案、米国による「紛争解決手続の透明性の確保」（パネル審理や意見書の公開）、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等7か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。ただし、2025年現在、DSU改正交渉に関する議論は進んでいない。上級委員会の機能停止を受けた紛争解決制度改革の動きについては、コラム「WTO上級委員会を巡る問題」を参照。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧 GATT時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的よく利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960年代には少なかったが、1970年代後半から急増している。その後1995年1月のWTO発足以来、WTOの紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。

1995年のWTO発足から2025年3月末まで、WTO紛争解決手続の下で636件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表II-17-3参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

（1）我が国が申し立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法301条に基づく一方的措置（自動車100%関税賦課等、DS6）	1995.5	—	—	二国間合意により終了（1995.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55） （DS64）	1996.10	1997.6	1998.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題（DS95）	1997.7	1998.10	—	パネル消滅（2000.2）（米国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置（DS139）	1998.7	1999.2	2000.6 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の1916年アンチ・ダンピング法（DS162）	1999.2	1999.7	2000.9 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS184）	1999.11	2000.3	2001.8 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認 （履行期間を徒過しても未だ一部について履行が実施されていない）
米国1930年関税法改正条項（バード修正条項、DS217）	2000.12	2001.9	2003.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認 （履行期間を徒過しても履行が実施されていない）
米国サンセット条項（DS244）	2002.1	2002.5	2004.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS249）	2002.3	2002.6	2003.12 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング（DS322）	2004.11	2005.2	2007.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認

米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008.4	2009.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
EUのIT製品の関税上の取扱い (DS376)	2008.5	2008.9	2010.8 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置 (DS412)	2010.9	2011.7	2013.5 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	2012.3	2012.7	2014.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012.8	2013.1	2015.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置 (DS454)	2012.12	2013.5	2015.10 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013.7	—	—	協議中断 (2014年1月、措置是正)
ウクライナ自動車セーフガード措置 (DS468)	2013.10	2014.3	2015.7 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本産水産物等の輸入規制 (DS495)	2015.5	2015.9	2019.4 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認されず
ブラジルの内外差別的な税制恩典措置 (DS497)	2015.7	2015.9	2019.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置 (DS504)	2016.3	2016.7	2019.9 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
インドの鉄鋼製品に係るセーフガード措置等 (DS518)	2016.12	2017.4		上級委審理中 (パネルは我が国の主張容認)
韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置 (DS553)	2018.6	2018.10		上級委審理中 (パネルは我が国の主張容認)
韓国の自国造船業に対する公的助成 (DS571) (DS594)	2018.11 2019.1			二国間協議中

インドによるICT製品の関税上の取扱い（DS584）	2019.5	2020.7		上級委審理中（パネルは我が国の主張容認）
日本製ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置（DS601）	2021.6	2021.9	2023.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認

（2）我が国が被申立国となった紛争案件

案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差（DS8, 10, 11）	EU, 米加	1995.6	1996.11 （上級委報告書採択）	我が国の主張が容認されず
移動電話（DS15）	EU	1995.8	—	二国間合意により終了（1995.9）
著作隣接権（DS28, 42）	米国 EU	1996.2	—	二国間合意により終了（1997.1）
フィルム・印画紙市場に関する措置（DS44）	米国	1996.6	1998.4 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
流通サービス措置（大店法等、DS45）	米国	1996.6	—	協議段階で実質的には終了
豚肉輸入に係る措置（DS66）	EU	1997.1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強システム調達（DS73）	EU	1997.3	—	二国間合意により終了（1997.7）
リンゴ等農産品に係る輸入検疫（DS76）	米国	1997.4	1999.3 （上級委報告書採択）	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金（DS147）	EU	1998.10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措置（DS245）	米国	2002.3	2003.12 （上級委報告書採択）	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当（DS323）	韓国	2004.12	2006.2.6 （案件の経緯のみ記載したパネル報告書を採択）	二国間合意により終了

韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006.3	2008.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張が一部容認されず
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008.9 (履行確認パネル設置)	—	パネル手続停止期間が12か月を超えたため、パネル消滅(2010.3)
韓国向け輸出管理の運用見直し (DS590)	韓国	2019.9	—	韓国の要請により終了(2023.3)

(3) 我が国が現在第三国参加しているパネル設置に至った紛争案件(実質的に終了した案件(※)を除く)

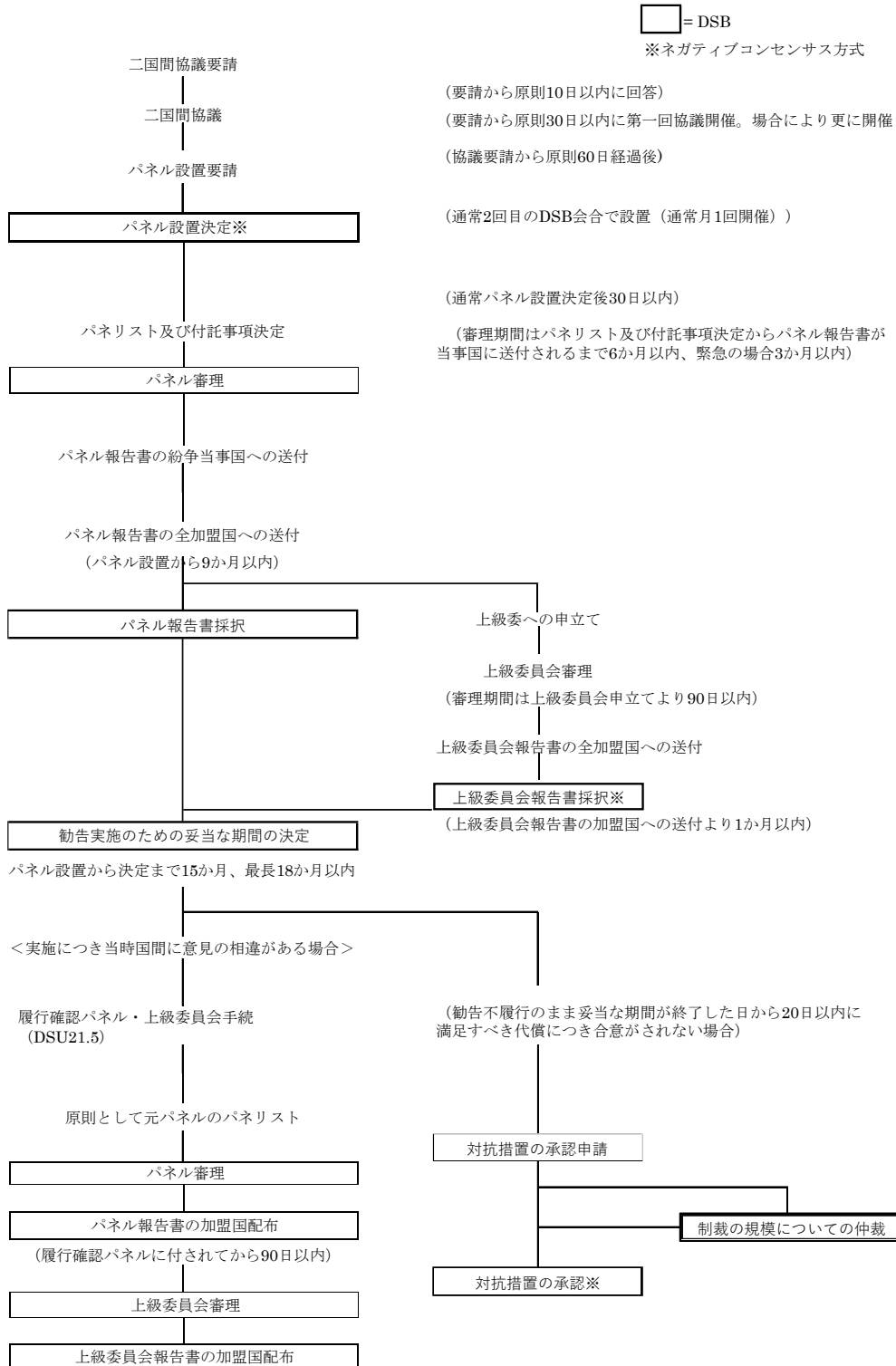
(※) パネル設置されたがパネル構成に至らないまま5年以上経過した案件

案 件 名	申立国	審理段階
● EUの大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316)	米国	上級委審理中 (第2次履行確認)
● EUのエネルギー政策 (DS476)	ロシア	上級委審理中
● インドネシアの鶏肉輸入規制 (DS484)	ブラジル	上級委審理中 (履行確認)
● EUの価格調整手法及びロシア産品に対するアンチ・ダンピング措置 (DS494)	ロシア	上級委審理中
● 中国の農業生産者に対する助成措置 (DS511)	米国	履行確認手続中
● 米国のトルコ製パイプ・管に対する相殺措置 (DS523)	トルコ	上級委審理中
● 米国のカナダ産軟材に対する相殺措置 (DS533)	カナダ	上級委審理中
● 米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置 (DS534)	カナダ	上級委審理中
● パキスタンのアラブ首長国連邦からのプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ・ダンピング措置 (DS538)	UAE	上級委審理中
● 米国のアンチ・ダンピング及び相殺措置及び入手可能な事実 (DS539)	韓国	上級委審理中
● 米国の通商法301条に基づく措置 (DS543)	中国	上級委審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS544)	中国	上級委審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS552)	ノルウェー	上級委審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS556)	スイス	上級委審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS564)	トルコ	上級委審理中
● 中国の通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置 (DS558)	米国	上級委審理中
● トルコの通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置 (DS561)	米国	上級委審理中
● 米国の太陽光電池製品に対するセーフガード措置 (DS562)		
● ロシアの通商拡大法 232 条措置に対するリバランス措置 (DS566)	中国	上級委審理中
● モロッコのチュニジア産学習書に関する措置 (DS578)	米国	パネル審理中

● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置（DS579）	チュニジア	上級委審理中
● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置（DS580）	ブラジル	上級委審理中
● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置（DS581）	豪州	上級委審理中
● インドの情報通信技術分野の特定の製品に関する措置（DS582）	グアテマラ	上級委審理中
● インドの情報通信技術分野の特定の製品に関する措置（DS588）	EU	上級委審理中
● コロンビアのベルギー、ドイツ、オランダの冷凍フライドポテトに対するアンチ・ダンピング措置（DS591）	台湾	パネル採択延期
● インドネシアの原材料に関する措置（DS592）	EU	パネル審理中 (履行確認)
● 米国の原産地要求について（DS597）	EU	上級委審理中
● ドミニカの波形鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS605）	香港	上級委審理中
● 中国のリトアニア関連産品・サービスに関する措置（DS610）	コスタリカ	上級委審理中
● 中国の知財保護及び行使に影響を及ぼす措置（DS611）	EU	パネル手続停止中
● EUの南アフリカ産柑橘類の輸入に関する措置（DS613）	EU	パネル審理中
● EUのインドネシア産ステンレス鋼製品に対する相殺関税およびアンチ・ダンピング関税（DS616）	南アフリカ	パネル設置済
● 米国のアルゼンチン産油井管に対するアンチ・ダンピング措置（DS617）	インドネシア	パネル審理中
● EUのインドネシア産バイオディーゼルに対する相殺関税措置（DS618）	アルゼンチン	パネル審理中
● EUのインドネシア産脂肪酸に対するアンチ・ダンピング措置（DS622）	インドネシア	パネル審理中
● 米国のインフレ抑制法（IRA）について（DS623）	インドネシア	パネル設置済
● EUの南アフリカ産柑橘類の輸入に関する措置（DS624）	中国	パネル審理中
● トルコの中国製電気自動車等に対する措置（DS629）	南アフリカ	パネル設置済
	中国	パネル設置済

(2025年3月現在)

＜図表 II-17-1＞DSU における紛争解決手続の流れ



<図表 II-17-2> WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請（一部抜粋）

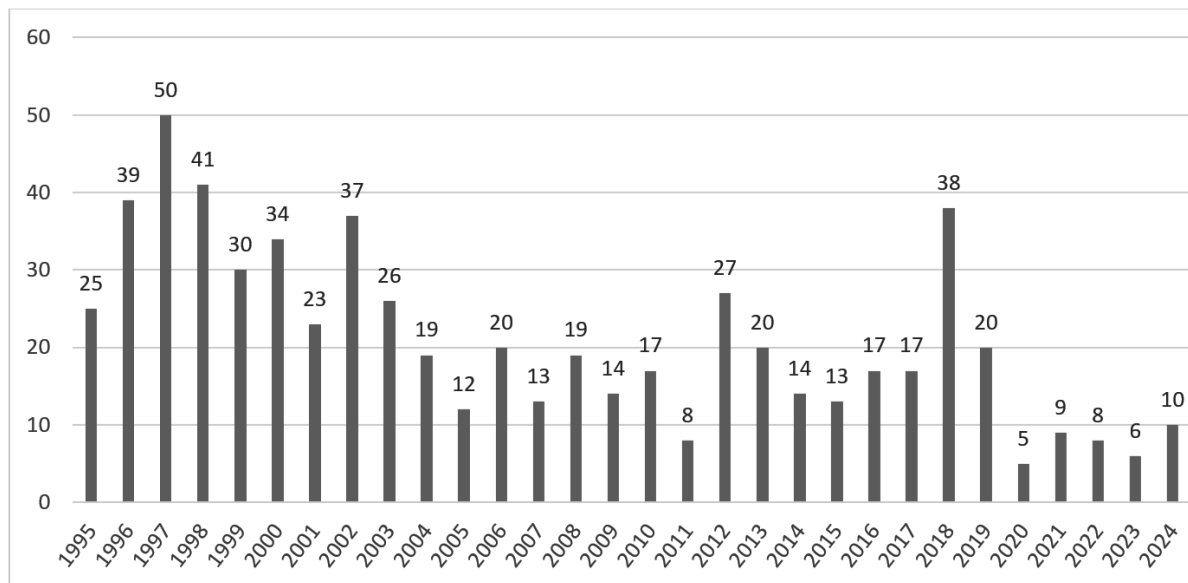
案件名	22 条 2 項 (対抗措置の承認申請)	22 条 6 項 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州—鮭 (DS18 : カナダ)	総額年間 4,500 万加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26 : 米国)	総額年間 2 億 200 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 1680 万米ドルの対抗措置が承認された。	アメリカは 1999 年 7 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48 (26 と合併) : カナダ)	総額年間 7,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間 1,130 万加ドルの対抗措置が承認された。	カナダは 1999 年 8 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27 : 米国)	総額年間 5 億 2,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 9,140 万米ドルの対抗措置が承認された。	米国は 1999 年 4 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。 2001 年 4 月に米・EU が本紛争解決の手段について合意したことを受け、同年 7 月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27 : エクアドル)	総額年間 4 億 5,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATS、TRIPS の一部義務停止)	エクアドルに総額年間 2 億 160 万米ドルの対抗措置が承認された。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46 : カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間 7 億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間 3 億 4,420 万加ドルの対抗措置が承認された。	未発動
カナダ—乳製品 (DS103 : 米国)	総額年間 3,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
カナダ—乳製品 (DS113 (103 と 合併) : NZ)	総額年間 3,500 万米ドルの対 抗措置を申請。(GATT1994 に 基づく譲許その他の義務の適用 を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合 意成立)	—
米国—FSC (DS108 : EC)	総額年間 40 億 4,300 万米ドル の 対 抗 措 置 を 申 請 。 (GATT1994 に基づく譲許そ の他の義務の適用を停止し、追 加税を賦課)	EC に総額年間 40 億 4,300 万米ドルの対抗措置が承 認。	EC は 2004 年 3 月から 2005 年 1 月にかけて、 アメリカからの輸入品 に対して段階的関税引 き上げを実施。2004 年 10 月、米国は FSC 税制を廃止
米国—1916 AD 法 (DS136 : EC)	mirror act 制定	裁判所の最終判決又は和解 に基づき EC 企業が支払う 累積金額。	未発動 (2004 年 12 月、米国 は 1916 AD 法を廃止)
米国—1916 AD 法 (DS162 : 日 本)	mirror act 制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま 1916 AD 法廃止)	—
米国—著作権法 110 条 (DS160 : EC)	総額年間 122 万ユーロの対抗 措置を申請。(TRIPS 協定に基 づく義務を停止し、国境におけ る特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合 意成立)	—
日本—りんご (DS245 : 米 国)	① 追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適 用を停止し、追加税を賦課) ② SPS 協定に係る一部譲許停止 ③ 農業協定に係る一部譲許停止 上記による 1 億 4,340 万米ドル の対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合 意成立)	—
米国—軟材 IV (DS257 : カナ ダ)	総額年間 2 億加ドルの対抗措 置を申請。(GATT1994 に基づ く譲許その他の義務の適用を停 止。(過剰徴税額)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合 意成立)	—
米国—軟材 V (DS264 : カナ ダ)	総額年間 4 億加ドルの対抗措 置を申請。(GATT1994 に基づ く譲許その他の義務の適用を停 止。(ゼロイング過剰徴税額相 当)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合 意成立)	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—綿花 (DS267: ブラジル)	①総額年間 10 億 3,700 万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③ GATS 保護制限	ブラジルに総額年間 2 億 9,500 万米ドル (ただし、額は毎年変動) の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとることができる対抗措置の規模が、同年のブラジルにおける米国からの総輸入量に基づき計算される基準額を超える場合、超過額の範囲で、TRIPS 協定及び GATS 上の義務を停止することも可能。	未発動 (合意したプログラム実施中には対抗措置を発動しないことで二国間合意)
米国—OCTG (DS268: アルゼンチン)	総額年間 4,400 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン産 OCTG に対する AD 措置のサンセット・レビューにより措置継続について否定的な決定をしたため)	—
米国—軟材VI (DS277: カナダ)	総額年間 42 億 5,000 万加ドルの追加関税付加。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—遺伝子組み換え (DS291: 米国)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② SPS 協定に係る一部譲許停止 ③ 農業協定に係る一部譲許停止 上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、EC の措置による米国の年間逸失利益相当額)	仲裁手続は中断。	—
米国—ゼロイング (DS322: 日本)	総額年間 2 億 4,850 万米ドルの追加関税付加。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は終了 (2012 年 2 月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012 年 8 月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—ゼロイング (DS294: EU)	総額年間約 3 億 1,000 万米ドルの追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁手続は終了。(2012 年 2 月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012 年 6 月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
EU—大型民間航空機 (DS316: 米国)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 70 億から 100 億米ドルの対抗措置を申請。	米国に年間 74 億 9,662 万米ドル (ただし、額は毎年変動) の対抗措置が承認。	米国は 2019 年 10 月に、EU からの輸入品に対して追加税を賦課。
米国—大型民間航空機 (二次申立) (DS353: EU)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② SCM 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 120 億米ドルの対抗措置を申請。	EU に総額年間 39 億 9,321 万米ドルの対抗措置が承認。	EU は 2020 年 11 月に米国からの輸入品に対して追加税を賦課
米国—クローブ入りたばこ (DS406: インドネシア)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② TBT 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ 輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—相殺関税措置 (DS437: 中国)	総額年間 24 億米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 6 億 4,512 万米ドルの対抗措置が承認された。	—

<図表 II-17-3> 紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

<図表 II-17-4> 我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	22 条 1 項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による関税引上げ)	米国	22 条 1 項 23 条 1 項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982. 11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	オーストリア	22 条 1 項	1981. 3	1981. 3 1981. 11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	23 条 1 項	1982. 12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	23 条 1 項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD 税の濫用)	韓国	ADコード 15 条 2 項	1991. 9	1991. 10 1992. 5	米国が1991 年 10 月 パネル提訴 1993 年 4 月パネル採 択
支払済 AD 税のコスト 算入 (AD 税の濫用)	EC	ADコード 15 条 2 項	1992. 4	1992. 10 1993. 4	新 AD 協定において当 該問題に関する規定が 明確化

米国写真フィルム・映画紙市場	米国	制限的商慣習に関する協議についての1960年決定	1996.10		1996年6月米側から右決定に基づく協議要請を受けた。これまでのところ、日米双方の申立てについて協議は実施されていない。
----------------	----	--------------------------	---------	--	--

※パネルに移行した案件については下記（2）を参照

（2）パネル

事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関する裁定（Zenith事件）	米国	協議を経ずに作業部会設置	1977. 5 （作業部会）	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制（AD税の濫用）	EC	23 条 2 項	1988.10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット（AD税の濫用）	EC	ADコード 15 条 5 項	1992.10	1995. 4	採択されず	

<図表 II-17-5>我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 （上級委報告採択）	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限（23 条）	ウルグアイ	1962. 2	1962.11	先進15か国が一次産品に課している制限のうち一部についてGATT違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979.11	1980.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT 11 条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制限	米国	1986.10	1988. 2	国家貿易にもGATT11 条の適用を認め、同条違反を認定。

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	EC	1987. 2	1987.11	酒税制度のGATT 3 条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング措置等	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT 11 条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT 11 条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。



WTO上級委員会を巡る動向

1. 背景

WTOの上級委員会は、「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」紛争解決機関（DSB）に設置された常設機関であり、「7人の者で構成するものとし、そのうちの3人が一の問題の委員を務める」とされている（DSU 17 条 1 号）。しかし 2017 年 6 月以降、次々と上級委員が任期を終え、2019 年 12 月には 1 名のみとなり、審理を行うことができない事態となった。その後 2020 年 12 月には、残る 1 名も任期を終え、上級委員はすべて空席となった。通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選考が行われるが、現在にいたるまで、DSB において、選考プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。

2. 米国が指摘する上級委員会に関する問題点

米国は、2018 年 3 月に公表した“The President's Trade Policy Agenda”において、「最大の懸念は、パネル及び上級委員会が、WTO 協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減していることである」と述べた上で、「米国の長年の立場は、パネル及び上級委員会は、加盟国によって交渉・合意された条文の文言に忠実に従って WTO 協定を適用するよう求められているというものである」とした。その上で、懸念を示す具体例として、① 90 日期限の無視、②上級委員の任期後の業務の継続、③紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、④上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査、⑤上級委員会報告書を先例として取扱うべき旨の上級委員会の主張、の 5 点を挙げた（詳細については、2024 年版 486 - 487 頁参照。）。

さらに、米国通商代表部（USTR）は、2020 年 2 月 11 日に“Report on the Appellate Body of the World Trade Organization”（全 174 頁）を公表し、上記①から⑤に加え、新たに⑥失効した措置、⑦ WTO の他の機関の権限侵害、⑧協定解釈の排他的権限、についても上級委員会の権限逸脱の事例としてあげ、こうした権限逸脱が、WTO 加盟国が合意していない権利・義務を協定から誤って読み解き、加盟国の政策余地を狭め、非市場経済に有利に働く結果につながったと主張したうえで、具体的には、公的機関の解釈（SCM 協定 1 条 1 項(a)(1)）やゼロイング（AD 協定 2 条）などを誤った解釈の事例としてあげた（詳細については、2024 年版 487 頁参照。）。これらを踏まえ、上級委員会の権限逸脱は紛争処理システムのみならず、WTO 全体の効率・機能を阻害しており、恒久的かつ効果的な WTO 紛争処理制度の再建には、上級委員会の失敗に関して WTO 加盟国全体で折り合いを付ける必要があると主張している。¹

3. 各国の動き

(1) ウォーカー・プロセス

2019 年 1 月より、ウォーカー NZ 大使（DSB 議長）がファシリテーターとなり、上記 2. ①から⑤の問題を踏まえ、上級委員会の機能を改善するための解決策を模索し、上級委員会の機能停止を回避すべく、本件について加盟国らと協議する非公式会合を複数回開催した。その過程で、加盟国からは合計 12 の提案が提出された。

¹ 直近では、USTR が 2025 年 3 月に公表した“2024 Annual Report”及び“World Trade Organization at Thirty report”においても、従前と同様に、パネル及び上級委員会が WTO 協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減することで米国の利益や主権を損なってきた旨主張している。

ウォーカーNZ 大使は、同年 2 月、5 月、7 月の一般理事会において進捗を報告した他、10 月、12 月の一般理事会では、① 90 日期限、② 上級委員会の検討範囲、③ 上級委員の任期後の業務の継続、④ 紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、⑤ 先例的価値、⑥ 権限逸脱、⑦ 上級委員会と加盟国との対話等の事項を含む決議案を提案した（詳細については、2024 年版 487・488 頁参照。）。

ウォーカー NZ 大使の改革案の一般理事会での決定及び上級委員選任プロセスの再開について、日本含む大多数の加盟国が賛同を示した。しかし、米国は「上級委員会がなゼルールを逸脱してきたのか」、「ルールから逸脱しないことをどう担保するか」について議論がないとして支持せず、本改革案は採択されなかった。

(2) 第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）

米国を含む WTO 加盟国は、2022 年 6 月に開催された第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）では、「2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意した。

(3) 非公式プロセス

2022 年 4 月、米国は、紛争解決制度改革（以下「DS 改革」）について、WTO 加盟国間で非公式に議論する場を立ち上げた。同プロセスでは、WTO 加盟国が、DS 改革に関する関心を特定し、合計で 230 以上の関心が特定された。

2023 年 2 月には、これらの加盟国が特定した関心をベースとしつつ、より解決志向の議論に移行すべく、グアテマラ寿府公使（当時）のマルコ・モリナ氏をファシリテーターとする非公式な議論の場（以下「非公式プロセス」）が新たに立ち上がった。同年 3 月から 2024 年 1 月までの間、ファシリテーターは、非公式プロセスの議論の進捗を定期的に DSB に報告した。

2024 年 2 月の特別一般理事会において、ファシリテーターは、これまでの非公式プロセスでの議論の結果をまとめた 40 頁以上にわたる統合テキスト（Consolidated Text）を DSB に報告した。同テキストは、紛争解決手続に関する条文テキストを閣僚会議決議案の形式で作成したものであったが、第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）で決議されることはなく、上記特別一般理事会における DSB 議長とファシリテーターの報告の添付資料という形で公表された²。その主な内容は以下のとおりであり、米国による上級委員会批判やウォーカー・プロセスの一般理事会決議では対象となっていなかった多様な論点（パネル手続やアクセシビリティ等）を含むものとなったが、上訴／レビューに関しては、各国の意見の懸隔からテキストの作成に至ることができず、作業中である旨の記載にとどまった。

【ADR（代替的紛争解決手続）】³

- ・ あっせん、仲介、調停、仲裁の利用活性化のため、モデル手続規則等を規定。

【パネル手続】⁴

- ・ パネリストの質・多様性の確保、パネル手続合理化、当事国の提出文書の分量制限等を規定。

【上訴／レビューメカニズム】⁵

- ・ ※「上訴／レビューメカニズム」という見出しは設けられたが、本文は「作業中」としか記載されていない。

² <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GC/385.pdf&Open=True>

³ 統合テキスト（脚注 2）8 頁以下の Title I 参照。

⁴ 統合テキスト（脚注 2）20 頁以下の Title II 参照。

⁵ 統合テキスト（脚注 2）29 頁の Title III 参照。

【履行】⁶

- ・ 報告書回付・採択後の履行に関する協議・ADR の義務づけ・奨励や、履行期間の短縮等を規定。

【裁定者への指針】⁷

- ・ 条約解釈の手法、紛争解決に必要な事項に焦点を当てること、先例拘束性の否定等を規定。

【法的解釈を議論・レビューするための手続き】⁸

- ・ 裁定者が検討した法的解釈に係る加盟国間で議論・レビューする機会の設定等を規定。

【事務局の支援】⁹

- ・ 裁定者が判断の結論部分を（事務局ではなく）自ら作業する旨や、それ以外の箇所のドラフトを事務局が補助する場合には裁定者の書面指示に基づく旨等を規定。

【透明性】¹⁰

- ・ 提出文書や口頭弁論会合を公開する（時期は原則判断発出の一定期間後）旨等を規定。

【アクセシビリティ（紛争解決制度の利用しやすさの向上）】¹¹

- ・ 途上国・LDC に対する紛争解決制度を利用するうえでのキャパシティ・ビルディングの強化（トレーニングプログラム、インターンシップ等）、訴訟費用等（紛争解決手続の申立て及び進行等に要する弁護士費用等）を支援するファンドの検討等を規定。

【説明責任メカニズム】¹²

- ・ DS 改革の要素の運用をレビューする機会（2 年毎の HoDs（Head of Delegations）レベルの DSB 会合）を設ける旨等を規定。

この統合テキストに対し、2024 年 2 月、インド、インドネシア、エジプト、バングラデシュ、南アフリカは、非公式プロセスにおいて行き過ぎた変更が提案されているとの懸念を表明し、DS 改革に関する公式な議論を直ちに開始することを求める文書¹³を WTO に提出した。

(4) 第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）

2024 年 2 月に開催された第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）では、DS 改革について、以下の内容の閣僚決定が発表された。

- ・ 2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）での我々（※閣僚の意、以下同じ）のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。
- ・ 我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。
- ・ 我々は、MC12 で合意した 2024 年までの目標の達成に向けて、包摂的かつ透明な方法で議論を加速

⁶ 統合テキスト（脚注 2）30 頁以下の Title IV 参照。

⁷ 統合テキスト（脚注 2）31 頁以下の Title V 参照。

⁸ 統合テキスト（脚注 2）32 頁以下の Title VI 参照。

⁹ 統合テキスト（脚注 2）34 頁以下の Title VII 参照。

¹⁰ 統合テキスト（脚注 2）35 頁以下の Title VIII 参照。

¹¹ 統合テキスト（脚注 2）37 頁以下の Title IX 参照。

¹² 統合テキスト（脚注 2）38 頁以下の Title X 参照。

¹³ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/DSB/8.pdf&Open=True>

させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、そして上訴／レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

(5) 公式プロセス

2024年4月、上記第13回WTO閣僚会議（MC13）の閣僚決定を踏まえ、全ての加盟国が参加できる包摂的かつ透明な方法での議論を実施すべく、モーリシャス寿府大使（当時）のウシャ・チャンドニー・ドゥワルカ＝カナバディ氏をファシリテーターとする公式な議論の場（以下「公式プロセス」）が立ち上がった。同年5月には、実務レベルの会合をとりまとめる共同議長を、加盟国の投票を踏まえてファシリテーターが決定し、それ以降同年12月に至るまで、合計約170時間に及ぶ議論が行われた。

この公式プロセスでの議論の結果は2024年12月の一般理事会において一般理事会議長により報告された。その内容は、2024年までの改革実現は果たされなかったものの、上訴／レビューとアクセシビリティそれぞれにつき、議論が収斂しつつある論点について条文テキストのドラフトが作成され、収斂が見られない論点については各メンバーの意見をまとめたテーブル表が作成されたというものであった。これらのドラフト及びテーブル表は一般理事会議長報告の添付資料として公表されており¹⁴、その概要は下記のとおりである。

なお、2025年以降の議論の進め方については、一般理事会議長が各加盟国と個別にコンサルテーションを行い検討していく予定とされている。

【上訴／レビュー】

- 以下の4つの論点について、議論が収斂しつつあるとして、暫定的なドラフトが作成された¹⁵。
 - ① 上訴審査対象を、被申立国の実施義務に重大な影響を与える主張に限定する。
 - ② 上訴審査対象となる事実の誤りを、甚だしい誤りに限定する。
 - ③ 事実の誤りについて、中間レビュー時に問題提起されたもののみを上訴審査対象とする。
 - ④ 上訴手続期間を原則90日間とする。
- その他の論点については、議論の収斂が見られないとして、各加盟国が提案した改革案やそれらに対する意見がテーブル表の形式でまとめられた¹⁶。特に、上訴制度の根幹をなす重要論点（上訴機関の常設性¹⁷、上訴の自動性¹⁸、審査基準¹⁹等）については、加盟国間の意見の隔たりが大きく、引き続き議論が必要とされた。なお、大半の加盟国は、現行制度の主要な特徴を維持することを選好している。

【アクセシビリティ】

- キャパシティ・ビルディングと技術支援について、統合テキストの該当箇所をベースに、各加盟国の意見を改めて聴取のうえ、暫定的なドラフトが作成された²⁰（主な追加内容は、途上国及びLDCの特別なニーズを認識すること、事務局に対し追加的な調整活動と支援を行うよう指示すること等）。
- 「コストとファンディング」（訴訟費用等を支援するファンド及び訴訟費用償還に関する提案）については、否定的な意見が多いものの、テーブル表が作成され²¹、議論が実施されている。

¹⁴ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GCDSR/5.pdf&Open=True>

¹⁵ 一般理事会議長報告（脚注14）45～49頁のAnnex 1～4。なお、「暫定的」としているのは、ドラフトの内容について各加盟国の賛同が得られているわけではなく、あくまでも現在交渉中のドラフトにとどまるためである。上訴／レビューのテーブル表の冒頭（同報告19頁）では、「ドラフト作成に移行した改革案は、現段階において、他の改革案と組み合わせることで、加盟国の関心や懸念を満たす可能性が最も高いものである。これは、特定の改革案についてコンセンサスが得られたことを意味するものでも、これらの改革案が必ずしも網羅的なものであることを意味するものでもない。」と記載されている。

¹⁶ 一般理事会議長報告（脚注14）19～44頁。

¹⁷ 一般理事会議長報告（脚注14）26頁以下の“C) Form of the mechanism”参照。

¹⁸ 一般理事会議長報告（脚注14）43頁以下の“F) Access to the mechanism”参照。

¹⁹ 一般理事会議長報告（脚注14）23～24頁の“B) Standard of review”のうちElement欄が“Standard of review”のものを参照。

²⁰ 一般理事会議長報告（脚注14）8～10頁参照。

²¹ 一般理事会議長報告（脚注14）11～16頁参照。

【" Works done thus far "（非公式プロセスでの成果）】

- ・非公式プロセスで作成された統合テキストについて、公式プロセスにおいて全加盟国を対象とする情報提供セッションが開催され、質疑応答や一部加盟国の意見・新規提案等の紹介が実施された²²。

4. 上級委員会の機能停止以降の各加盟国の対応について

（1）空上訴及び各加盟国の紛争解決制度の利用状況

2019 年 12 月 10 日に上級委員会の委員が 1 名のみとなり審理を行うことができなくなってから、2025 年 3 月末までの間、合計 26 の紛争案件において機能停止中の上級委員会への上訴が申し立てられた（以下「空上訴」という）。このうち 2 件はその後当事国間の合意が成立し上訴取下げ又は手続終了となっているが、それ以外は依然として上訴手続が停止したままとなっている。また、2019 年 12 月 10 日より前に上訴された紛争案件についても、その後上級委員会が機能停止したことにより 2025 年 3 月末時点で上訴手続が終了していないものが 7 件存在する。

このような状況下、下記表のとおり、2015 年から 2019 年の 5 年間と 2020 年から 2024 年の 5 年間で比較すると、各加盟国の紛争解決制度に関する対応にも変化が生じている。

例えば協議要請件数については、2015 年から 2019 年には合計 105 件であったものが 2020 年から 2024 年は合計 38 件と大きく減少しており、パネル設置件数も同様に 77 件から 27 件となっている。このように、紛争解決制度の利用件数そのものが大きく減少しているのは事実である。

その一方で、和解等²³による紛争解決の件数は、11 件から 20 件（2020 - 2024 年）へとむしろ増加している。またパネル報告書の採択件数についても、44 件から 13 件へと減少はしているものの、むしろ空上訴が可能となった状況下においてもパネル報告書がそのまま確定した案件も一定数存在することを示しているともいえる。加えて、2015 年から 2019 年の間にはなかった新たな動きとして、2022 年には DSU 25 条仲裁が 2 件実施され仲裁判断が発出されている（後述する MPIA 又は MPIA 準拠の上訴仲裁）。以上のような事実は、上級委員会の機能停止中においてもなお、各加盟国が、紛争解決制度を利用しながら、空上訴以外の手段を用いて終局的に紛争を解決するよう模索していることの一つの表れとも解しうる。²⁴

表：2015 - 2019 年と 2020 - 2024 年における各種の件数比較

	2015 - 2019	2020 - 2024
協議要請件数	105	38
パネル設置された DS 件数	77	27
パネル報告書が採択された DS 件数	44	13
和解等 ²³ の DS 件数	11	20

※ WTO の公表データ²⁵をもとに経済産業省作成。

※なお、履行確認手続における協議要請・パネル手続を除く。

²² 一般理事会議長報告（脚注 14） 53 - 55 頁参照。

²³ 本コラムにおいて「和解等」とは、相互に合意された解決（Mutually agreed solutions）、取下げ及び終了並びにパネルの設置根拠の失効（DSU 第 12 条 12）のことをいう。

²⁴ なお、これらのほか、上訴後に上級委員会が機能停止した案件（DS371 のタイータバコ事件）や空上訴がなされた案件（DS578 のモロッコ学校学習用書籍に対する AD 措置事件）において、ADR として DSB 議長が関与する形での当事国間協議が行われた等の新たな動きもある。両案件の詳細な経緯については、小林友彦「WTO 紛争処理制度における非拘束的な代替的紛争解決（ADR）手続の機能 - GATT 期の実行に注目して -」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和 6 年第 1 号（通巻第 155 号、2024 年 2 月）191 頁以下も参照されたい。

²⁵ https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/numbers_of_disputes_by_stage_e.xlsx

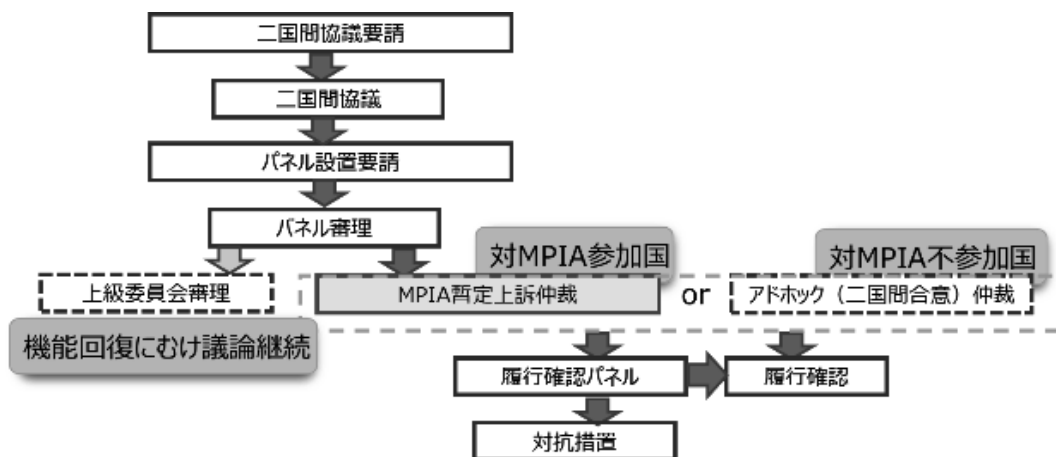
(2) 多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA)

① 概要・経緯

EU 等の一部の加盟国は、2020 年 4 月に、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement、MPIA) を立ち上げ、DSB に通報した。MPIA は、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定めた紳士協定である。なお、参加国間の紛争については、個別の事案ごとに、仲裁合意を結び、DSB に通報する必要がある。

2025 年 3 月末時点で、参加国は、日本、豪、ベナン、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、マカオ、メキシコ、モンテネグロ、NZ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン (2024 年 5 月参加)、シンガポール、スイス、ウクライナ及びウルグアイの 27 か国・地域 (EU 加盟国を含むと 54 か国・地域) となっている。

図：上級委員会機能停止下の紛争処理手続の流れ



② MPIAの活用状況

2025 年 3 月末時点で、MPIA 仲裁又は MPIA に準拠した仲裁を利用する旨について両当事国が合意した案件は、13 件ある (うち 5 件は和解等²³により手続終了、4 件はパネル報告書が確定、2 件はパネル手続係属中で、2 件は以下のとおり上訴仲裁が行われ仲裁判断が発出)。このうち下記 DS591 については、2022 年 12 月に仲裁判断が発出された。また、MPIA に基づく仲裁ではないものの、EU とトルコの間で、MPIA に準拠した手続規則を用いた仲裁が行われ、2022 年 7 月に仲裁判断が発出された (下記 DS583)。案件の概要については、それぞれ以下のとおり。

まず、DS583 (トルコ医薬品の生産・輸入・販売に関する措置) は、DSU 25 条に基づく仲裁手続を上訴プロセスとして利用した初めてのケースとして注目された。上訴国のトルコは MPIA 参加国ではないため、MPIA を参照する形で仲裁手続が策定された。仲裁人は、MPIA 仲裁人 10 名から 2 名、元上級委員 1 名で構成された。仲裁人の裁量に基づき、90 日以内の期限を遵守するため、提出書面の語数制限、口頭弁論の回数やステートメントの時間に関し指示が出され、口頭審問で議論される質問も当事国及び第三国に事前送付された²⁶。

次に、初の MPIA 仲裁案件である DS591 (コロンビアーベルギー等産冷凍フライドポテト AD 措置)

²⁶ なお、当該仲裁判断の内容については、宮岡邦生「トルコ医薬品 LCR」2022 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf) を参照。

では、上訴国コロンビアが上訴における主張を 4 点に絞ったこともあり、上訴通知後 90 日以内（76 日後）に仲裁判断発出に至っている。手続を効率的に進行させる工夫として、DS583 と同様に提出書面の語数の上限について指針が示され、また、口頭弁論前に仲裁廷の関心事項を明確化する試みとして初めてブレ・ヒアリング（バーチャル形式）が実施された²⁷。

③ 仲裁合意後に上訴仲裁を経ず紛争解決に至った事例

上述のとおり、MPIA 仲裁又は MPIA に準拠した仲裁を利用する旨について両当事国が合意した案件 13 件のうち、9 件（うち 5 件は和解等²³、4 件はパネル報告書が確定）は、上訴仲裁を経ることなく紛争解決に至っている。

例えば、日本が申立国、中国が被申立国であった DS601（中国・日本製ステンレス製品に対する AD 措置。第 I 部第 1 章「中国」の「アンチ・ダンピング（AD）措置」参照）では、2021 年 9 月のパネル設置から約 1 年半後の 2023 年 3 月に日本が MPIA 参加し、同年 4 月に当事国間で仲裁合意がなされた後、同年 6 月に中国の措置の WTO 協定違反を認定するパネル報告書が発出された。その後中国は、上訴仲裁を申し立てることなく同年 7 月のパネル報告書採択に応じ、最終的に 2024 年 7 月には該当措置を撤廃した。このように当該案件は、MPIA 仲裁合意及びパネル手続での勝訴が、紛争解決のために重要な機能を果たしたことを示している。²⁸

また、豪州が申立国、中国が被申立国となった DS598（中国・豪州産の大麦に対する AD 措置及び相殺関税措置）及び DS602（中国・豪州産ワインに対する AD 措置及び相殺関税措置）は、いわゆる経済的威圧が疑われる措置に関する紛争案件であったが（2024 年版 196 頁参照）、両当事国ともに MPIA 参加国であったためそれぞれ 2021 年 7 月（DS598）、同年 12 月（DS602）に仲裁合意がなされたところ、その後それぞれ 2023 年 8 月（DS598）、2024 年 3 月（DS602）には二国間で相互に合意された解決（Mutually agreed solutions）に至り、その旨が DSB に通報されている。当該案件もまた、紛争解決制度の利用及び MPIA 仲裁合意が紛争解決に繋がったことを示している。

さらに、トルコが申立国、EU が被申立国となった DS595（EU・一部鉄鋼製品に対するセーフガード措置）についても、2022 年 3 月（上記 DS583 と同時）に MPIA に準拠した手続規則を用いた仲裁合意がなされたところ、同年 4 月に回付されたパネル報告書が同年 5 月にそのまま採択されている。このため当該案件は、MPIA そのものではなくアドホックな上訴仲裁の合意であっても、上記 DS601 と同様に、紛争解決のために重要な機能を果たすものであることを示している。

以上のように、実際の事例をみると、協議要請やパネル設置それ自体が、措置国への一定の圧力になり、措置は正に寄与し得ることや、上訴仲裁を実際には実施しない場合であっても、仲裁合意を行うこと自体が、紛争解決に至るための機能を果たすことがあると考えられる。

(3) 空上訴への対抗措置

(ア) EU の取組

EU は、上級委員会の機能停止に関する対応として、国際貿易ルールの適用と執行のための EU の権利の行使に関する規則の改正案を 2019 年 12 月に発表した。本規則改正以前は、EU が貿易対抗措置を執るには、WTO の手続を上級委員会審理まで含めて終わることが必要とされていたが、上級委員会が機能を停止している状況では、他国が上訴をすると、拘束力ある判断を受けることを回避できてしまう。このため、MPIA に参加していない他国が WTO による終局的判断を回避した場合（暫定的な措置を活用しない場合を含む）も、EU が対抗措置を打てるよう手当することを目的とした規則の改正が行

²⁷ なお、当該仲裁判断の内容については、岩月直樹「コロンビアー冷凍フライドポテトに対する AD 措置」2023 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書

（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/6_DS591.pdf）を参照。

²⁸ なお、第 I 部第 1 章「中国」の「アンチ・ダンピング（AD）措置」にも記載のとおり、中国による AD 措置の対象には日本産のほか EU、インドネシア及び韓国の各国産のステンレス製品も含まれていたが、2024 年 7 月のサンセット・レビューの対象から除外され措置が撤廃されたのは、日本産のステンレス製品のみであった。

われ、2021 年 2 月、欧州議会及び EU 理事会の決議を経て制定された（EU 規則 2021/167（EU 規則 2014/654 の改正））。

（イ）ブラジルの取組

2022 年 1 月、ブラジルも、EU の規則改正と同様、対抗措置の手当を目的とした暫定法を制定した。本暫定法において、MPIA 非参加国が交渉に応じず空上訴をした場合、ブラジルが対抗措置の意図を通知してから 60 日が経過した後、対抗措置を発動できる体制が整えられた。その後、2022 年 5 月に、議会で承認され、恒久法となった。

5. 日本としての取組

日本としては、米国の懸念に手当てするため、上級委員会の判断について、「（事実認定ではなく）法的問題のみを扱うことの確認」、「加盟国の権利・義務に変更を加えないことの確認」、「先例拘束性は認められないことの確認」等を内容とする提案を、2019 年 5 月に豪州・チリと共同で提出した。ウォーカー一大使の改革案（上記 3.(1)）は、日本・豪州・チリの共同提案を含む加盟国から出された合計 12 の提案等を踏まえて作成されたものである。

その後、2022 年 6 月の第 12 回閣僚会議（MC12）で合意した目標（「2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」）には、日本政府としてもコミットし、同年 4 月に開始した米国主導の議論及び 2023 年 2 月に立ち上がった非公式プロセスに、日本も参加し、様々な発言や提案を行うなど議論に貢献してきた。

2024 年 2 月の第 13 回閣僚会議（MC13）では、上月経産副大臣より、これまでに得られた進展を今後の議論の基礎としつつ、2024 年までの紛争解決機能の回復に向け、二審制の扱いを含む残存論点の決着に向けて取り組む必要があること、紛争解決機能が完全に回復するまでの間、迅速に終局的な紛争解決に向けた努力をするという政治的意思が重要であることを発言した。同年 4 月に立ち上がった公式プロセスにおいても、日本は参加し、引き続き議論に貢献してきた。

同時に、紛争解決機能回復までの間の暫定措置として、2023 年 3 月 10 日には、日本政府として MPIA 参加する旨を閣議了解し、DSB に通報した。上述のとおり、その後同年 4 月に仲裁合意がなされた DS601 では、パネル報告書の採択及び対象措置の撤廃が実現し、日本の懸念が解消される形での紛争解決に至っている。

6. 今後の課題

WTO 紛争解決手続は、個別の紛争案件の解決を通じ、多角的自由貿易体制を支える、WTO の中心的な柱の 1 つであり、最終審にあたる上級委員会について、審理に必要な定員を下回るという WTO ルールが想定していなかった事態となった。

パネルの判断は、上訴された場合、上訴審理が終了するまで採択することができないため（DSU 16 条 4 項参照）、パネルで敗訴した国は上訴することで、紛争解決機関による是正勧告を阻むことができ、終局的な紛争解決が実現されなくなる。

上級委員会の機能の早期回復、紛争解決制度の本来の機能の発揮に向けて、全ての加盟国が積極的に、解決に向けた議論に参加する必要がある。日本もまた、これまでも提案を出すなど、積極的に議論を行ってきたところであり、今後も WTO 紛争解決制度の改革に向けた努力を続け、解決の糸口を模索すべく引き続き貢献していくべきである。また、紛争解決機能が回復するまでの間の暫定的な対応として、MPIA 参加国の拡大に努めるとともに、DSU に定められた様々な手段（MPIA 仲裁及びアドホックな DSU 25 条仲裁の他、和解等²³を目指した協議、パネル報告書の採択等）を活用して、個々の紛争を解決するよう努力していくことが重要である。